

問1 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 3 参照

保守点検の目的は、交通信号施設の機能及び性能を常時適切な状態に維持することによって各施設の適正検証、長寿命化及び障害の未然防止を図るものである。

問2 答え④ 交通信号工事施工ハンドブック P 127, 128 参照

道路交通法施行規則(道路使用許可証の様式等)

第10条 法第78条第1項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- 2 道路使用の目的
- 3 道路使用の場所又は区間
- 4 道路使用の期間
- 5 道路使用の方法又は形態
- 6 現場責任者の住所及び氏名

問3 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 61 参照

保守点検に必要な資格(個人)

- 3 工事担任者: アナログ電話回線及びデジタル回線などに様々な端末設備を接続する工事を行う、又は監督するために必要な技術

問4 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 7 参照

- (1) 各装置の取扱説明書を通読し、装置の仕様を理解した上で動作の確認を行う。

交通信号施設保守点検ハンドブック P 62 参照

測定器は、その製造メーカーが推奨している校正頻度を参考にして適正な頻度で校正を行うこととする。

問5 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 7 参照

- (3) 通常使われない機能についても確実に動作するかを確認する。
- (4) 交通状況などから、運用上改善すべき点及び不具合があると認められる場合、これを監督員に報告する。

問6 答え③ 交通信号工事施工ハンドブック P 127 参照

道路交通法施行規則(信号機の構造等)

第4条 3 信号機の灯器の性能は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 灯火は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては200メートル、その他の道路においては150メートル前方から認識できる光度を有すること。

問7 答え② 交通信号施設保守点検ハンドブック P 26, 80 参照

「おまちください」が点灯する。

問 8 答え② 交通信号施設保守点検ハンドブック P 2 0 参照

2 感知器異常 主電源を断とした場合、感知信号有で出力

3 設置状況 送受機の取付け位置は、対象車線の中央部

問 9 答え⑤ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 7 7 参照

電源断のとき、感知信号は「有」で出力する仕様である。

問 1 0 答え② 交通信号施設保守点検ハンドブック P 4 7 参照

5 鋼管柱 4. 管理番号が明確で、誤りの有無

問 1 1 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 4 6 参照

1 損傷確認 2. 損傷及び腐食の有無

3 防護措置確認 1. 他所管施設物との接触の有無
接触またはそのおそれがある場合、防護措置

問 1 2 答え③ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 6 2 参照

①直流の電圧・電流 → テスタ

②接地抵抗 → 接地抵抗計

③漏れ電流 → クランプメータ

④交流の電圧・電流 → テスタ

⑤伝送回路のノイズ → 出合試験器

問 1 3 答え③ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 6 3 参照

問 1 4 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 8 参照

2 遠隔動作確認 1. 遠隔指令信号に従い、遠隔動作に移行

3 単独動作確認 3. テーブル制御方式

受信した信号制御定数に基づき、各階梯の表示時間を作成し、これに従う動作

問 1 5 答え③ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 7 0 参照

1 G-G 異常

交錯する交通流に対して同時に青表示→異常閃光に移行

4 最長監視時間

多段動作中に階梯の表示が最長監視時間を計時→保安動作に移行

問 1 6 答え③ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 1 1 参照

問 1 7 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 1 3 参照

直ちに手動閃光に移行

問 1 8 答え② 交通信号施設保守点検ハンドブック P 1 6 参照

「最長監視時間」ではなく、「周期監視時間」が適切

問 1 9 答え⑤ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 7 参照

- (4) 交通状況などから、運用上改善すべき点及び不具合があると認められた場合これを監督員に報告する。

交通信号施設保守点検ハンドブック P 1 7 参照

- 3 視認性確認 2. 視認性阻害及び低下要因となる施設物の有無

問 2 0 答え⑤ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 2 0 参照

- 1 感知 2. 感知無の場合、感知表示灯が滅灯し、端子 D0-D1 間電圧は 2.5V 以下
2 感知異常 2. 主電源開閉器を断とした場合、感知信号有で出力

問 2 1 答え② 交通信号施設保守点検ハンドブック P 7 6 参照

- 1 感知対象車両 軽自動車以上の車両
2 感知車両速度 1 2 0 k m / h 以下

問 2 2 答え③ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 5 6 参照

梯子の点検項目

- 4 梯子の幅は、30cm 以上あるか
6 梯子の設置角度は、地面に対して 7 5 ° 以下か

問 2 3 答え③ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 5 6 参照

脚立の点検項目

- 3 脚部に滑り止めがついているか
5 脚柱と水平面の角度は 7 5 ° 以下になっているか

問 2 4 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 5 3 参照

環ひもは調節禁止

問 2 5 答え④ 交通信号施設保守点検ハンドブック P 5 7 参照

アウトリガーの格納は、後ろ、前の順で行う。